

「市長と語るまちづくり座談会」議事報告

日時 平成 29 年 10 月 31 日（火） 午後 7 時 30 分から

場所 八代総合会館 多目的集会室

まちづくり座談会において市民の皆様からいただきましたご意見・ご質問を以下のとおり報告させていただきます。

ご意見 ○都市計画税について

・都市計画税の課税の根拠は、地方税法 702 条に根拠がある。「都市計画事業、土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画区域のうちの市街化区域にある土地、家屋に課税することができる。」と記載されている。それ以外の、市街化調整区域については、「市街化区域の課税と著しく均衡を失する、特別な事情がある場合、課税することができる。」と記載されている。県内で、市街化区域の線引きがされているのは、甲府市のみである。このような中で、既に計画されている下水道事業、ごみ処理施設の財源に充てるのは筋が違うと思う。今後、再度、都市計画税の課税を検討する際は、地方税法 702 条の趣旨に合った方法での検討をお願いします。

（市長）

・都市計画税は、目的税なので、都市計画に見合った事業を作り上げた中で、また都市計画税の検討を行う際には、市民の皆様からご意見をいただき進めさせていただく。地方税法 702 条の趣旨については、総務部長から説明をさせていただく。

（総務部長）

・都市計画税の課税範囲については、市街化区域、市街化調整区域の線引きがされている部分だけではないと認識している。笛吹市のほとんどが未線引きの都市計画区域の指定を受けており、「都市計画区域の全体、またはその一部の地域で都市計画税を課税することができる。」と記されており、現在、笛吹市の都市計画税条例でも同様に規定されている。

（その他）

ご質問 ○社会体育施設、社会教育施設の使用料改定について

・昨年度から、社会体育施設、社会教育施設の使用料が大幅に上がった。使用者から、多くの苦情が出ていると聞いたが、この件に係る料金改定等の見込みについて伺う。

（市長）

・体育、文化の団体、専門部等から多くのご意見をいただいている。料金改定については、

審議会を組織して、審議の結果、答申として料金改定案が出され、料金改定に至った経緯がある。私が市長就任後、利用者である全ての団体、専門部等にアンケート調査を行い、多くのご意見をいただいた。結論を申し上げますと、平成30年1月1日から料金改定を行い、値上げ前の料金に戻す方向で改定する。条例改定はせず、規約の改定で変更ができるとのことなので、12月の議会にかけて1月1日から料金を改定する計画でいる。

(教育部長)

・平成28年4月1日から、それまで旧町村ごとにバラバラであった施設使用料を、統一する目的で使用料金を改定した。その際に、大きく使用料が変わった施設があり、市に苦情、ご提案をいただいた。料金が激変した部分を緩和するため、規則改正を行い、免除というかたちで対応してきた。さらに、アンケート調査、各種団体の役員の皆様からのヒアリング、平成28年度1年間の使用状況等を確認する中で、このたびの料金改定に至った。今回は、大きく3つの視点で見直しを行った。1つ目は、学齢前の幼児、65歳以上の市内在住者が8割以上を占める団体についての免除規定、2つ目が、施設を頻繁に利用する文化協会、体育協会への減免規定の拡充（5割減から7割減へ）、公共性の高い交通安全協会の事業、ボランティアの事業等の免除措置、3つ目は、市内の高等学校への免除措置を講ずる。この件については、平成30年1月1日からの施行となっており、教育委員会の規則改正で対応する。平成28年4月1日の料金改正を決めた際に、基本的な方針として、社会情勢が変化するため3年ごとの見直しを行うこととしている。次の見直しは、平成31年4月1日となっている。その見直しに向けて各検討委員会に諮問し、来年の早い段階で見直し案を市民の皆様にお示ししたいと考えているので、ご理解をお願いしたい。

ご質問 ○遊休農地対策について

・平坦部の農地については、遊休農地対策を行って成果が上がっていることに敬意を表するが、中山間地域、里山に近接する遊休農地では、行政が行う遊休農地対策では荒廃が回避できないのではないかと危惧している。市が農業と観光の両立を考える中、今後10年でどう対応していくのか。思いきった土地利用計画がなされなければ、中山間地域の農地は遊休地として残ってしまう。この点について、市長の考えをお伺いする。

(市長)

・境川だけでなく、笛吹市は、周囲を山に囲まれており、中山間地の農地が多くある。境川においては、畑総事業を中心に実施している。現在は藤袋地区、今後、大窪地区で計画している。いずれにしても生産人口が減っているため、生産者を増やさなければならず、また、生産者に遊休農地を使っていただくための作業が必要になる。一長一短にはいかないが、時間をかけて取り組みたい。とにかく、生産者をつくらなければ話にならないので、60歳以上の方を中心に、農業塾を開き、農業従事者のお手伝いができるような技術の修得

を広める方策を農協と協力して講じる。

(産業観光部長)

・基本的には後継者の育成、農地の活用、鳥獣害対策これらを総合的に進めるしか対策はなく、劇的に遊休農地を解消することは難しく、こつこつひとつずつ進めるしかない。まずは、担い手を新たに育成する。地域の就農者だけではなく、60歳以上のお勤め人、定年期農者を中心に、野菜等を作っていただき、75歳になるまでの間、農地を利用していただくことを考えている。また、農地中間管理機構による耕作地のマッチング、農業生産法人の育成の補助事業、農業生産法人への就職、のれん分け、起業を支援する施策の実施、また、山際の荒廃農地が獣の生息地になり、被害が周辺農地に及ぶため、本年度新たに境川で、広いエリアに柵を作って群れを追い込んで駆除する「囲い罠」を設置した。効果があれば、他の地域にも広げたいと考えている。これらの施策を総合的に実施して、人口減少、農家の減少は避けられないが、できる限り長く維持していきたい。

ご質問 〇1 相続ができない等で、放置されている農地の管理について

・遊休農地について、相続ができず、手が付けられない農地があり、草が繁茂し、ごみの不法投棄があるが、管理ができない。また、相続人はいるが、県外等に住んでいて、土地を見に来ない、管理もしない等、こういった土地に対して、市で対応ができないか。

ご意見 〇2 公園遊具の保守管理について

・公園等を整備していただいておりますが、遊具等のメンテナンスができていないところがある。壊れてから修繕するのではなく、定期的なペンキの塗り直し等を行って、メンテナンスをした方が長持ちするのではないかと。予算がかかるが、検討をお願いしたい。

(市長)

・1 青色パトロールや、市民の方々の協力によって抑制はしているが、ごみの不法投棄はなくなる。今後も研究して対策を講じたい。

・2 遊具の管理については、古くなってから手を出して、余計にお金がかかっているのではないかと。というご意見については、これまでも計画的に実施はしているが、今後、研究してまいりたいと思う。

(産業観光部長)

・1 遊休農地については、山間部は別にして、畑の真中、市街地においては、非常にご迷惑をお掛けしている。報道等でもご存知のとおり、所有者の分からない土地が多くあることがわかっており、笛吹市にも多くある。相続者、納税者が分かれば、通知等で管理の依頼をする。また、管理ができなければ、シルバー人材センターに除草作業等を依頼する仲介業務をしている。それでも、遠く離れていて、対応していただけないケースもあるが、

粘り強くお願いするしかないのが現状である。この場合の対応として、農地全体の草を刈ることはできないが、隣接地との境界の 1~2m の範囲を刈り払うことができないか研究をしている。特に困っている土地があれば、市にご連絡をいただければ、対応を検討する。

(建設部長)

・2 市内 26 の公園を管理している。それ以外に各地区にあるポケットパーク、神社内の公園、土地開発行為に伴う公園等がある。市が管理する公園については、定期的な点検、修理を行っているが、地域で管理していただいている公園、開発行為に伴う公園については、市の方で手が回らない状況である。遊具については、老朽化に伴う事故等も心配されるので、地域においても定期的なメンテナンスを行っていただき、長持ちをさせていただきたい。

ご意見 ○コミュニティを守るための消防団について

・消防団活動に約 30 年従事した。町村合併以降、昔の境川村時代の考えと違い、市の考えは、人口 1,000 人あたり 1 つの部があればよいということで、消防団の合併の話があったが、境川では、合併をしないから、消防車両の入れ替えをしてもらえず、本来なら 20 年で買い換える消防車両を、30 年以上使用し、昨年、やっと買ってもらった。その時私は、市に対して、「消防団は、地域のコミュニティを守るためのものであり、その中で、全体の役割を果たすものだ。」ということを話した。市は、当時、5 人乗りの消防車またはタンク車を購入して、車両の入れ替えをしていたが、地域の中で活動し、コミュニティを守るには、軽車両の消防車でもよいと思っている。なぜかというと、数年前の大雪の時、消防団員が集落内道路の雪かきをして、県道よりも早く通行が可能になった。行政区と、消防団が一緒になって、コミュニティを守る形態が望ましいと考える。当時、境川の人口は約 4,000 人で、消防車は 4 台あればよいとされていたが、担当が替わると方針が変わって、ここ 2 年ほどで消防車を 2 台更新してもらった。人口 1,000 人に消防車 1 台という考えは、合併協議会の中でもそのような考えは無く、当時の担当者の考えであった。「消防団員を減らせ。」という話もあった。当時、総務省からは、逆に消防団員を増やすよう指導があったが、「総務省と笛吹市の考え方は違う。」という説明であった。今後は、コミュニティを守るための消防団をつくってもらいたい。また、消防車も大きいものは必要なく、軽車両でよいと思う。

(市長)

・昔の話をされると、なかなか答えようが無いが、いずれにしても、消防団は、地域のコミュニティの一翼を担ってもらっている。今後、いつどのような災害が起こるかわからない。そういった中で、大変な力を発揮してくれると信じている。消防団員のなり手が少なくなっているが、できるだけ多くの皆さんに協力してもらいたい。余談だが、先日、消

防団員限定の婚活イベントを開催した。24名参加して8名がカップルになった。消防団員限定で、市内での飲食が10%安くなる等の特典や仕組みも考えている。多くの方に消防団員になっていただき、地域のコミュニティーを高めていただきたい。消防車両の入れ替えについては、地域の方々とも相談をさせていただき進めていきたい。

(総務部長)

・消防団は、非常備消防として火事を消すだけが任務ではなく、防犯・防火だけでもない。地域活動全般に貢献していただいている。消防団の統合の件については、市の1部局だけの話ではなく、分団長をはじめ、各部の部長さん方と協議しながら適切に進めたいと考えており、現在もそのように進めている。また、消防車両の配備については、細い道が多い地域に大きな車両を配備しても意味が無いので、地域事情により、どのような車両が効果的なのかを、地域の方と相談して配備し、有効に活用していただきたい。

ご質問 ○芝生グラウンドの整備検討について

・2年くらい前に、各種スポーツ関係の団体の皆さんに署名をいただき、体育協会を通じて市に、芝生グラウンドの整備を要望した。山下市長が就任し、その後も、各種専門部が活躍し、今年の体育祭においても、県で準優勝の好成績を残した。そういった中で、スポーツ施設の整備ということで、芝生グラウンドの整備をお願いした経緯がある。その件について、検討を継続していただいているのか、また、今後も検討していただけるのか伺う。

(市長)

・私も県議会議員だった時に、サッカー協会の会長を務め、芝生のグラウンドを整備してもらいたいということで、5,000人の署名を集めて、市に提出した経過がある。2年くらい前に、体協からもそのような話があって、市が動き出し、既存の施設を利用して整備ができないか検討委員会を組織して検討した。

私が市長に就任し、昨年その話を聞いて、既存の施設で、芝生のグラウンドができるのかやってみようということで、やってみた。これをもって、委員会から市に答申してもらい、その委員会での検討は終了している。今後は、議会からも「総合運動公園的な中で検討してみてもどうか。」との意見をいただいている。いずれにしてもお金がかかる話であるし、場所の問題もある。多くの種目の方々から話を聞かなければならない。また、アリーナ建設の件で議論されたように、笛吹市においては、体育館的な施設を建設することは、非常に厳しい状況にある。これらのことをトータルで含めながら、今後、積極的に進めていきたいと思う。これが、サッカー、ラグビーに使えるのか、陸上のトラックを含むものになるのか、これらのことを研究させていただく。あまり時間をかけたくないと思っているが、場所的な問題もあるので、できるだけ早く、いい形のものをご提示させていただきたい。

午後9時10分閉会

Heartful  Town・笛吹

まちづくり座談会

平成29年10月31日
八代総合会館

次 第

1. 開会 19:30
2. 市長あいさつ 19:32～19:40
3. 市政課題について 19:40～20:15
 - (1)上下水道料金の改定について (公営企業部長)
 - (2)都市計画税の取扱いについて (総務部長)
 - (3)支所業務の見直しについて (総務部次長)
4. 市長との意見交換 20:15～21:15
5. 閉会 21:20

(1) 上下水道料金の改定について

公営企業部

**なぜ、今、
上水道料金
下水道使用料
の改定か!?**

■ 笛吹市の 上水道事業
下水道事業 は、
毎年度、赤字!!

にもかかわらず

料金、使用料の改定を行わず、
先送りして来ました。

その結果、赤字補てん額は、 ⇒ 参考資料①、②

・上水道	3億	600万円
・下水道	9億	8,400万円

(平成28年度)

◎赤字分は、市税等で補てんして
います。

その原因は、

⇒ 参考資料③

・上水道

原価 170.5 円/ m³ の水を、

123.1 円/ m³ で提供しているからです。

(47.4円/ m³の赤字)

(平成28年度)

・下水道

処理原価 211.0 円/ m³ のところ、

110.2 円/ m³ の使用料 です。

(100.8円/ m³の赤字)

(平成28年度)

このままでは、

**上水道事業
下水道事業 は、**

継続できないことに・・・

(市税等での補てんにも限界が・・・)

赤字をなくすには、

⇒ 参考資料⑤～⑨

- 上水道料金 **71.8%** 改定
- 下水道使用料 **48.3%** 改定

する必要がありますが、市民の皆様の生活を考えると、負担が大きすぎます。

当面・・

⇒ 参考資料⑩～⑮

【平成30年度】

- 上水道料金 24.7% 改定
- 下水道使用料 20.0% 改定

【平成34年度】

- 上水道料金(対前年度) 20.0% 改定
- 下水道使用料(対前年度) 20.0% 改定

で、赤字を小さくしていきます。

◎簡易水道料金、農業集落排水使用料も同率で改定。

上下水道事業の改善に向けた取組

- 上下水道事業審議会
- 議会
- 地域審議会
- 行政区長会

のご意見を踏まえ

負担の公平性を確保するために

- 上下水道料金 収納率 100%
- 下水道 接続率 100%

に向けた取組として

- 督促状、電話催促、戸別訪問、給水停止措置を徹底。収納業務の民間委託。
- 専門職員による戸別訪問等、下水道加入、接続促進の取組。

これまで以上に強化します。

経営改善のために

- 上水道の漏水対策
- 上下水道の維持管理の効率化を一層推進。
- 下水道整備計画の縮小に向けた検討を行います。

安全、安心な水を、安定的に
お届けするために、
笛吹の清流を子どもたちに
引き継ぐために、
ご理解、ご協力をお願いします。

- MEMO -

(2) 都市計画税の取扱いについて

総務部

都市計画税について

- 都市計画税とは、都市計画事業等の費用に充てるために都市計画区域内の土地・家屋に課税することができる目的税です。
- これまでの経過
合併後平成21年度までは石和町地域にのみ不均一課税し、22年度からは都市計画区域の全域に課税する事としていました。
しかしながら、経済情勢や東日本大震災などの災害の影響等を考慮し、29年度まで5回の条例改正によって8年間課税を猶予しています。

当分の間、 都市計画税は課税を見送ります。

- 課税しようとしていた理由
都市計画税を課税し、公共下水道事業やその借入金の償還などの経費に充当することで、下水道事業の赤字に対して市税や地方交付税などの一般財源で補てんしなければならない額を減らそうと考えていました。
- 平成30年度から
下水道使用料を改定し、不足している下水道事業費をある程度まかなえる状態を目指そうと考えています。

都市計画事業の推進状況により 都市計画税の取扱いを検討します。

市の都市計画に関する基本方針である『笛吹市都市計画マスタープラン』については、平成30・31年度に中間見直しをいたします。

このマスタープランに基づき、都市計画施設の整備をすることとなった時に改めて『課税するのかどうか』『税率は何%にするのか』など、都市計画税の取扱いについて検討いたします。

-平成30年4月実施-

(3) 支所業務の見直しについて

総務部

1. どうして支所業務の見直しが必要か？

- 地方分権の進展、少子高齢化に伴う人口減少社会の進行、地方交付税の減額など安定した財政基盤を堅持し続けるための環境は、さらに厳しく・・・
- 限られた行政資源（ヒト、モノ、カネ）のなかで、きめ細やかな行政サービスを将来にわたって維持、向上していくためには・・・



**⇒支所業務も含めた事務組織のスリム化を進め、
なお一層の業務の効率化への取り組みが必要。**

2. これまでの経過は？

- 合併以来、行財政改革の一環として、段階的に事務組織の再編（スリム化）と市職員の削減を進めてきました。

◆ 正規職員数の推移（消防職を除く）

	【H18】		【H29】		
正規職員	636人	➡	512人	=	△124
(うち一般職)	(471人)	➡	(404人)	=	(△67)

3. 支所業務見直しの基本的な考え方は？

行政 からの視点

市役所機能の集中を進め、ある程度本庁の受け持つ機能と支所が受け持つ機能との役割分担が必要

市民 からの視点

これまで支所で行っていた業務ができなくなると、行政サービスの低下につながるのでは。本庁へ行けない高齢者や障がい者はどうしたらいいのか。などの不安

このため



⇒地域や市民から求められている支所の役割を再確認するなかで、ある程度、支所業務の本庁への移管を行う一方で、支所には、市民や地域にとって必要と考えられる機能を優先的に確保

4. 支所に求められる機能とは？

◆各地区の地域審議会、行政区長会、市役所窓口等でのご意見

支所でできる業務が少なくなると・・・

- ・ 行政サービスが低下してしまうのでは
- ・ 気軽に支所に相談に行けなくなってしまうのでは
- ・ 高齢者、障がい者など本庁に行けない人はどうしたらいいのか
- ・ 地域コミュニティが衰退してしまうのでは
- ・ 非常災害時の対応が行き届かなくなるのでは など

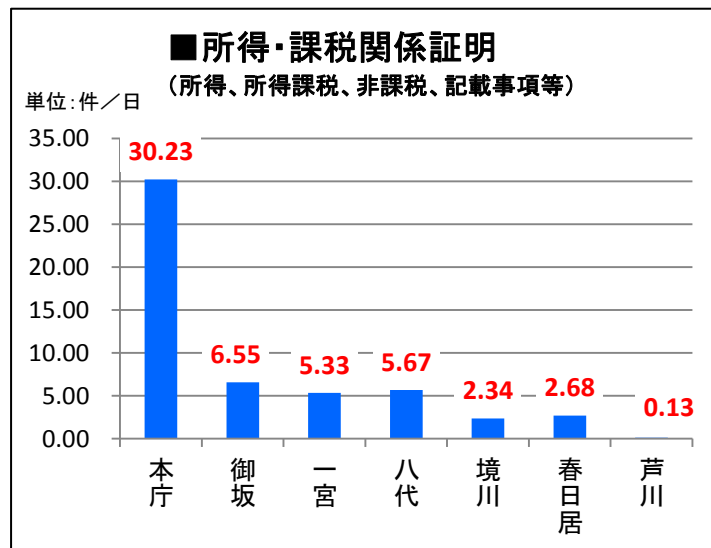
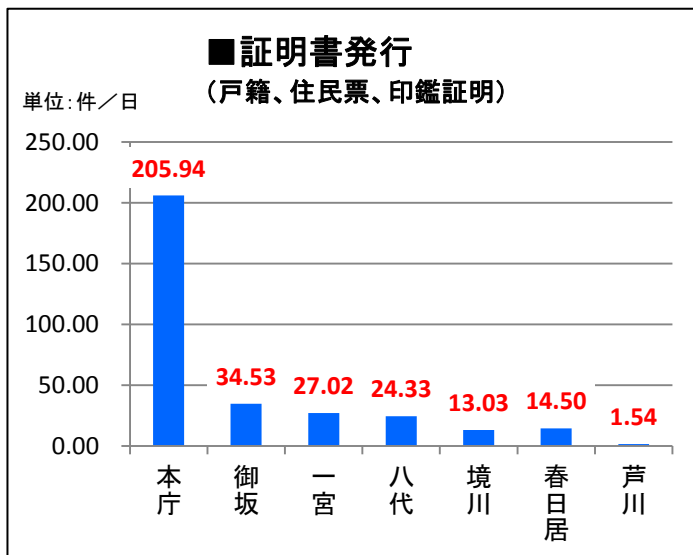
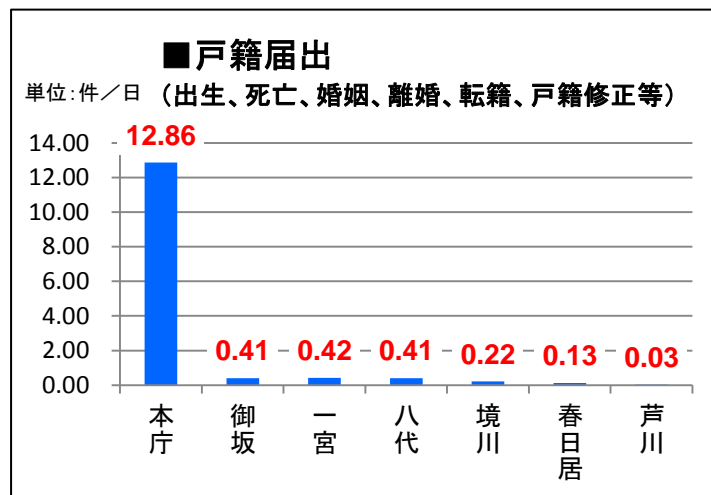
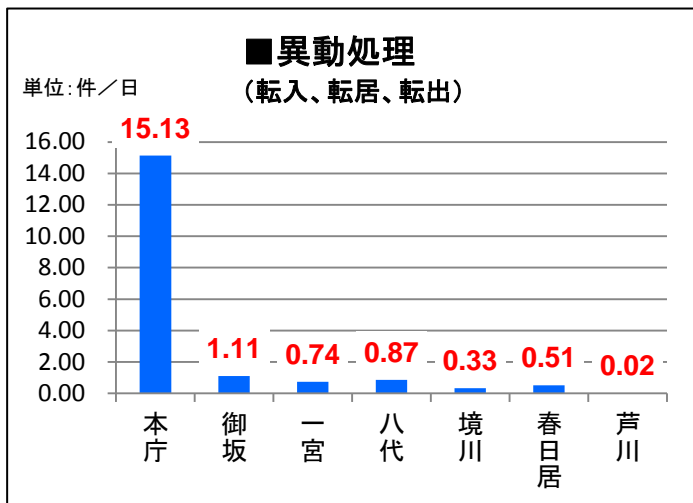
このため



- ⇒不安の声を少しでも解消できるよう、支所業務の内容を検討
- ⇒支所での取扱い件数が特に多い業務は、支所に残せるよう検討

(参考資料) 本庁および各支所における業務の取扱い状況

一日あたりの平均取扱い件数 (一例) 【平成28年度実績】



5. 支所の位置づけは？

本庁は

- 市役所の内部管理系機能、専門的機能、審査決定機能なども含めた行政運営全般にわたる業務、笛吹市全域のまちづくりに関する業務を幅広く担当

支所は

- 「**身近な地域のサポートセンター**」として位置づけ、市民の日常生活に必要頻度の高い業務や地域コミュニティへの支援、防災対策業務などを中心に担当し、皆さまから親しまれ、気軽に相談に訪れることができる場所としての役割を確保

6. 支所で取扱う業務は？

◆支所の主な業務内容

主な業務内容	
■窓口サービス	<ul style="list-style-type: none">・ 証明書発行（住民票・戸籍、印鑑登録証明、所得証明など）・ 市税等の収納（市税、国保・介護保険料、水道・下水道使用料など）・ 社会体育、教育施設等の利用手続 など
	<ul style="list-style-type: none">・ 本庁取扱い業務の取次ぎ・高齢者・障がい者等への手続き支援 など
■地域コミュニティへの支援	<ul style="list-style-type: none">・ 地域振興、行政区・地域関係団体等への支援 など
■防災対策業務	<ul style="list-style-type: none">・ 災害情報の収集・伝達、災害応急対策、消防団の支援 など

7. 市民・地域の不安を解消するために

① 市民窓口サービスについて

- 市民の日常生活に必要頻度の高い業務の継続（証明書発行等）
- 支所で取扱いできない業務についても、本庁や関係団体等と連携情報共有し、相談内容や手続き書類を本庁や必要な機関につなぐ
- 行政手続きの簡素化に努め、市民の負担を軽減
- 地域の事情に精通した職員等の配置への配慮
- 職員の資質向上への取り組み

■ ② 高齢者・障がい者等への支援について（その1）

- 高齢者、障がい者など本庁への移動手段がない人には、支所でも手続きができるよう支援
- 専門的な業務は、必要に応じて本庁職員が支所に出向いたり、臨時的に支所に受付窓口を設けるなどの工夫
- 各地区民生委員・児童委員協議会の運営、活動支援の継続
- 支所と本庁とをつなぐテレビ電話等の設置の検討

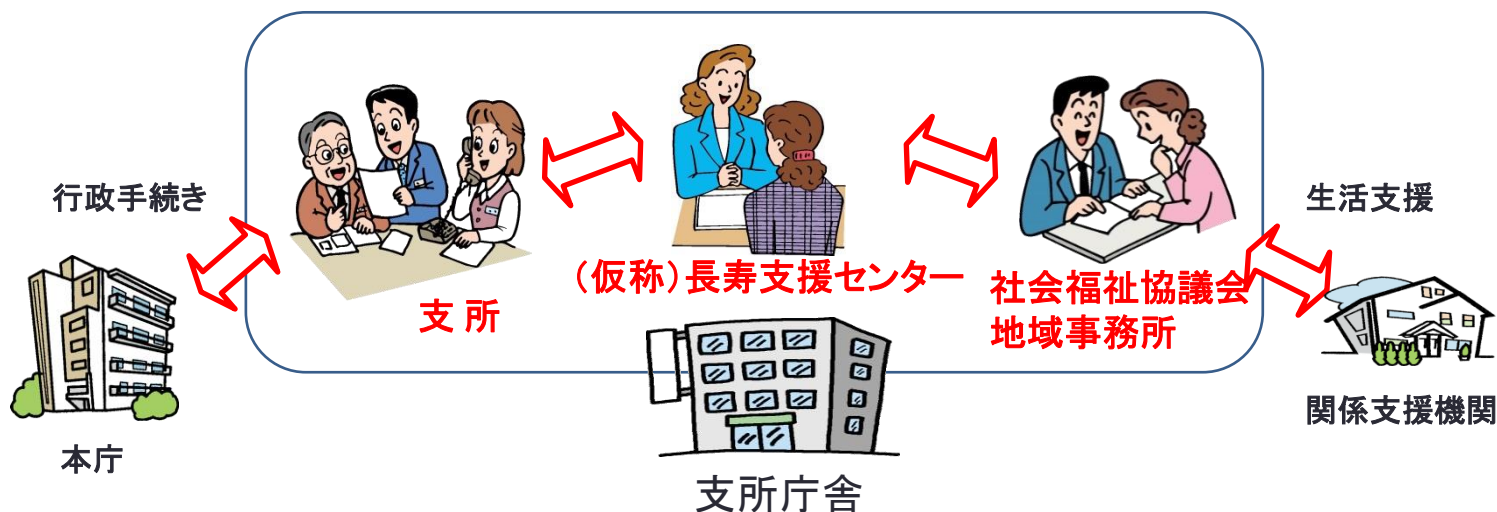
② 高齢者・障がい者等への支援について（その2）

- 「（仮称）長寿支援センター」を本庁のほか、一宮、八代支所内に併設
- 社会福祉協議会の地域事務所を各支所内に併設（※春日居、芦川を除く）

これにより



⇒支所、長寿支援センター、社会福祉協議会の各職員が、互いに連携・情報共有することで、福祉に関する相談に対応し、関係機関につなぐ

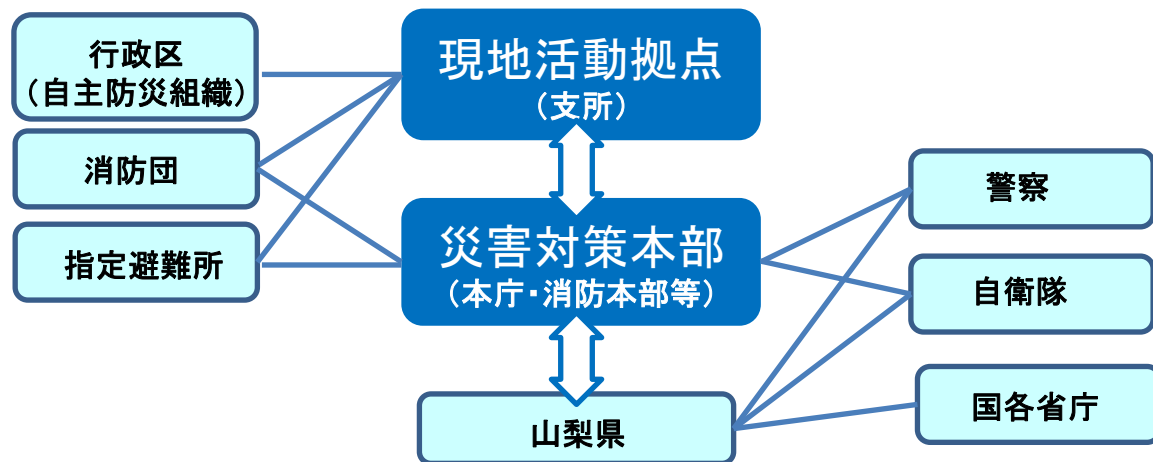


③ 地域コミュニティへの支援について

- 地域コミュニティへの支援は、支所の業務として継続
- 地域課題への対応は、支所の職員も本庁と連絡・調整を図り、課題を共有しながら、課題解決に向けて支援
- 地域・市民と本庁・関係機関とをつなぐパイプ役として、支所に地域振興や地域課題解決のための相談対応や地域づくりの支援を行う
「(仮称)地域サポート職員」を配置 (再任用職員の登用等)

④ 防災対策について

- 消防団分団の運営、自主防災組織への支援などは、支所の業務として継続
- 災害が起きた際は、支所は「現地活動拠点」として行政区・指定避難所・消防団と連絡を取り、被害情報、被災者・避難者の情報を収集・整理し、災害対策本部に伝達
- 災害対策本部では、報告された情報を基に必要な対応と関係機関に人的・物的な応援を要請



8. 支所業務の変更内容は？

平成30年4月から支所で取扱う業務は、
別紙「参考資料」のとおり変更になる予定です。

9. 支所の職員数は？

◆事務組織再編に伴う支所職員の体制

現行（平成29年度）

	支所長	事務職員 (再任用等 含む)	計
御坂支所	1	9	10
一宮支所	1	9	10
八代支所	1	8	9
境川支所	1	7	8
春日居支所	1	8	9
芦川支所	1	7	8
計	6	48	54



再編後（平成30年度）体制

支所長	事務職員 (再任用等含む)	地域 サポート職員 (再任用等)	計 (人)
1	8	1	10
1	8	1	10
1	7	1	9
1	6	1	8
1	7	1	9
1	6	1	8
6	42	6	54

10. 支所業務見直しに向けて

■ 利用しやすい本庁の環境整備

- ・ 総合案内の充実（市民窓口館）
- ・ 分かりやすい案内看板の整備（各庁舎）
- ・ 待合システム（番号呼び出しサービス）の導入検討（市民窓口館）
- ・ 駐車場拡張整備検討

■ 支所庁舎の移転・改修等

- ・ 境川支所は、坊ヶ峯ふれあいセンター内に移転
- ・ 新たに（仮称）長寿支援センターが併設される一宮支所、八代支所、社会福祉協議会地域事務所が併設される御坂支所の施設の改修やレイアウト変更

■ 支所業務変更内容のお知らせ

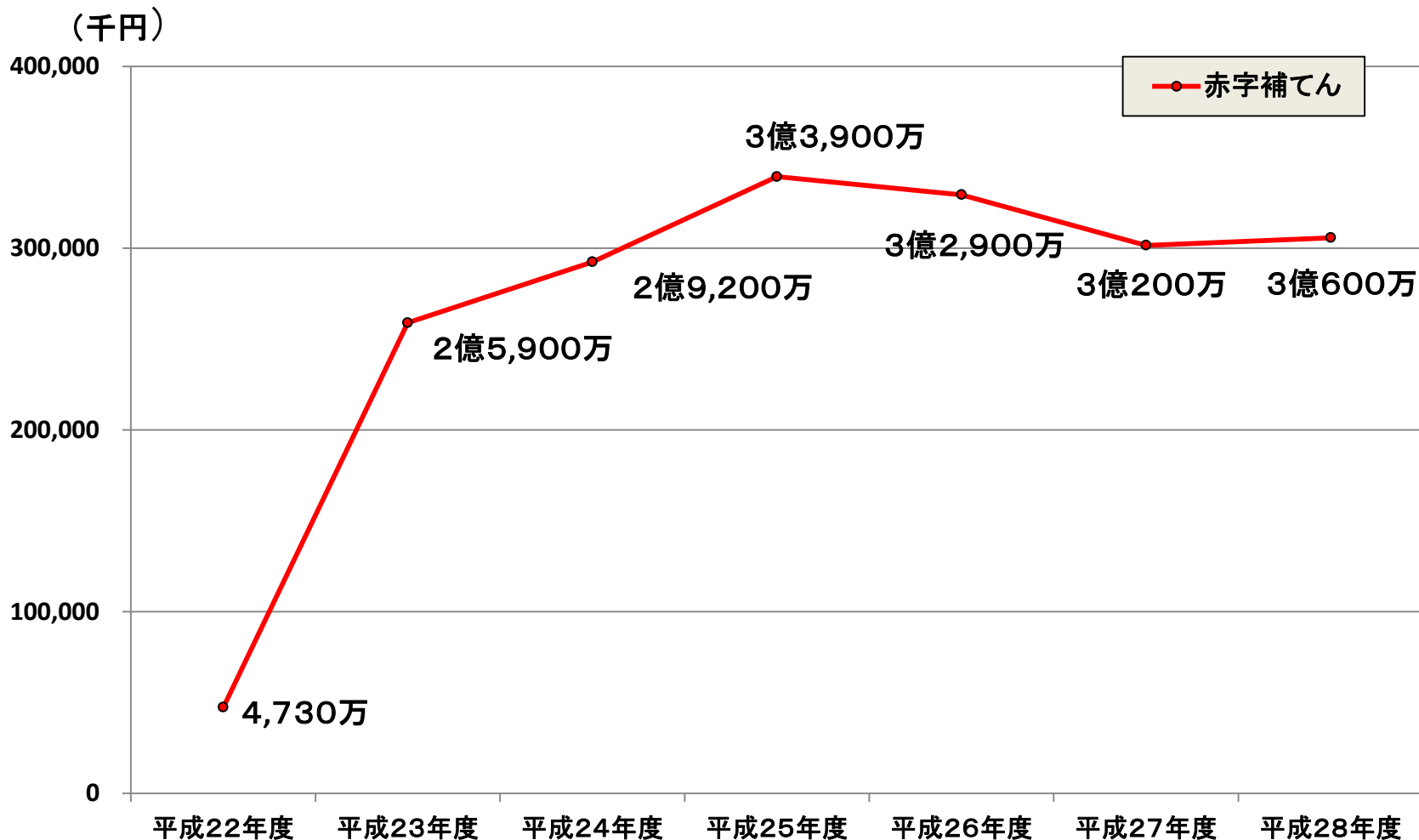
- ・ 支所の取扱い業務の変更内容は、市民の皆さまに混乱や不便をおかけしないよう分かりやすくお知らせします。

上下水道料金の改定について

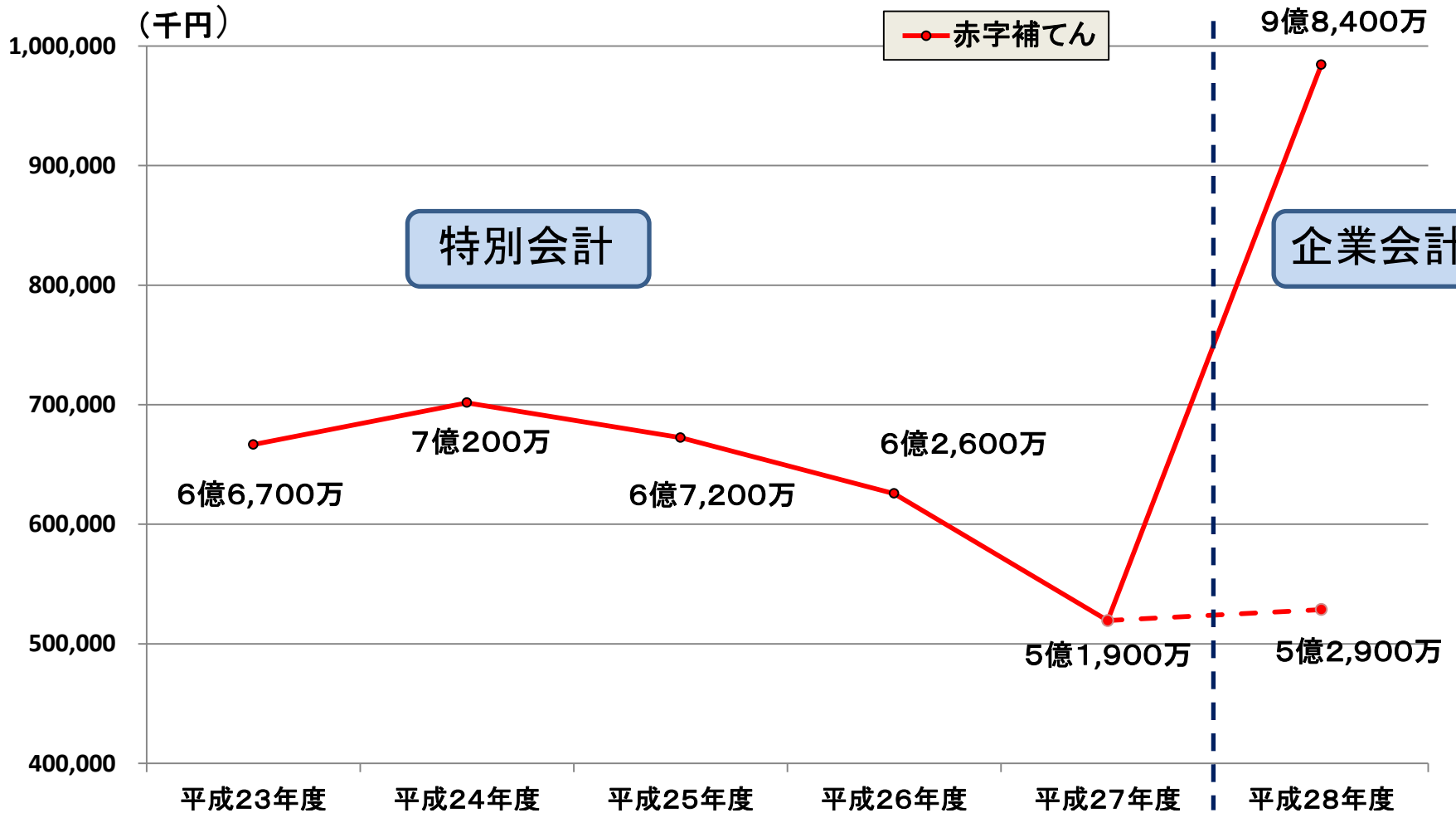
参考資料

平成29年10月
公営企業部

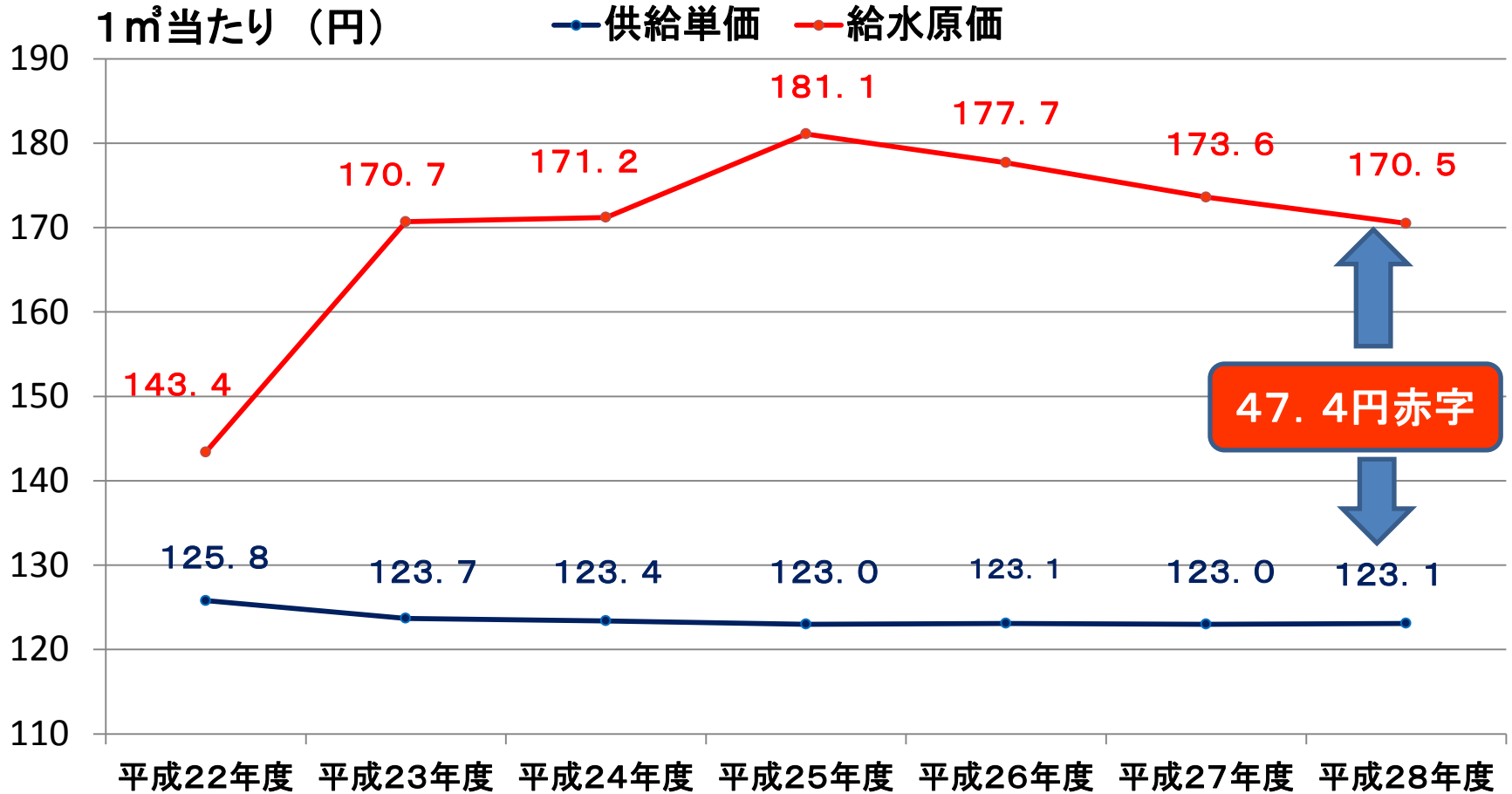
①(上水道) 赤字補てんの推移



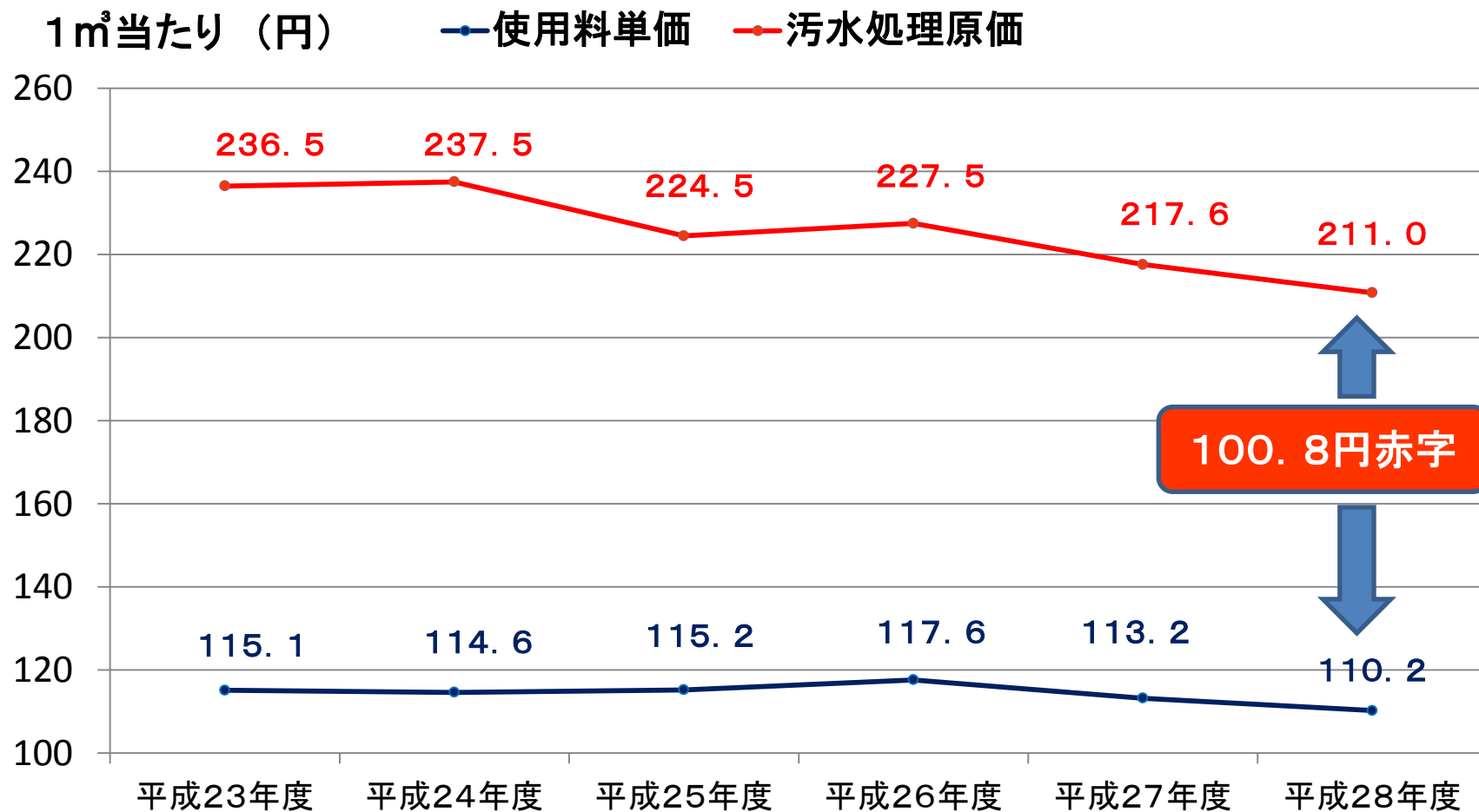
②(下水道) 赤字補てんの推移



③(上水道) 給水原価と供給単価



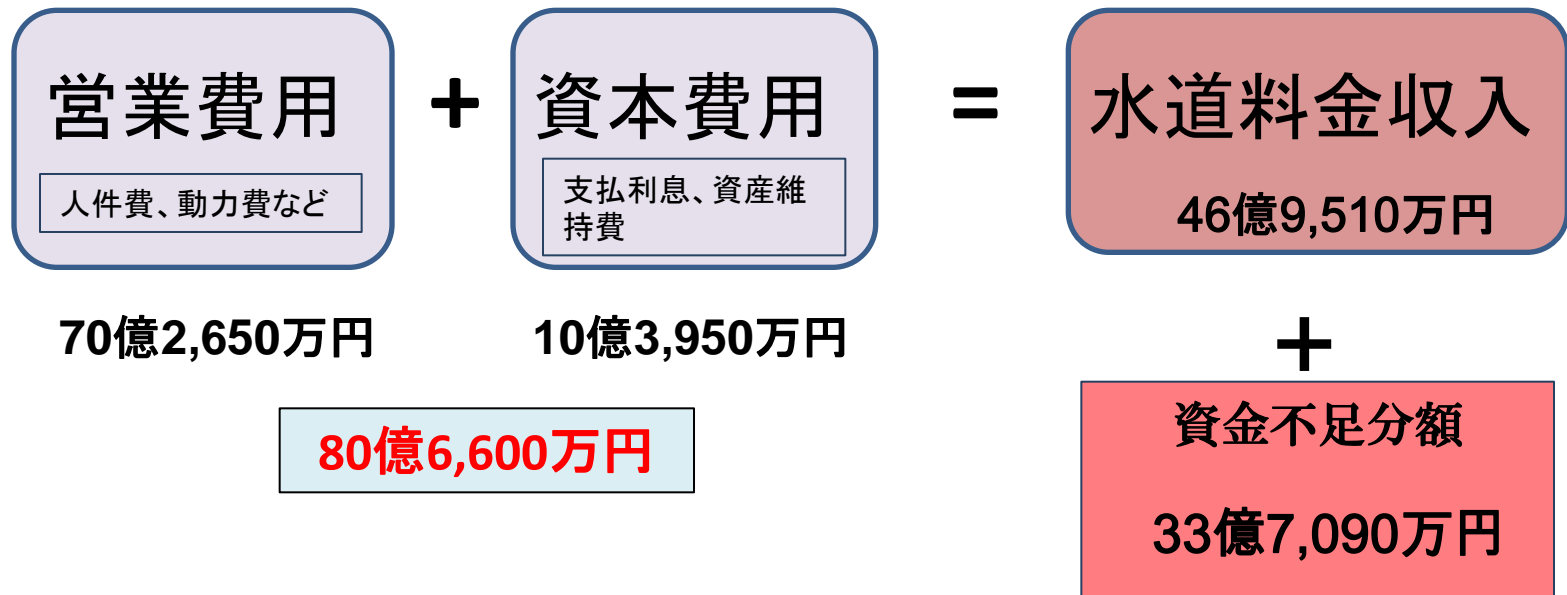
④(下水道)使用料単価と汚水処理原価



⑤(上水道)必要改定率の算定(総括原価方式)

水道水を提供するために必要な費用(営業費用)に、支払利息や今後の投資、資産維持のための費用(資本費用)を加えた総額が、水道料金の収入に等しくなるように、料金収入を算定する。

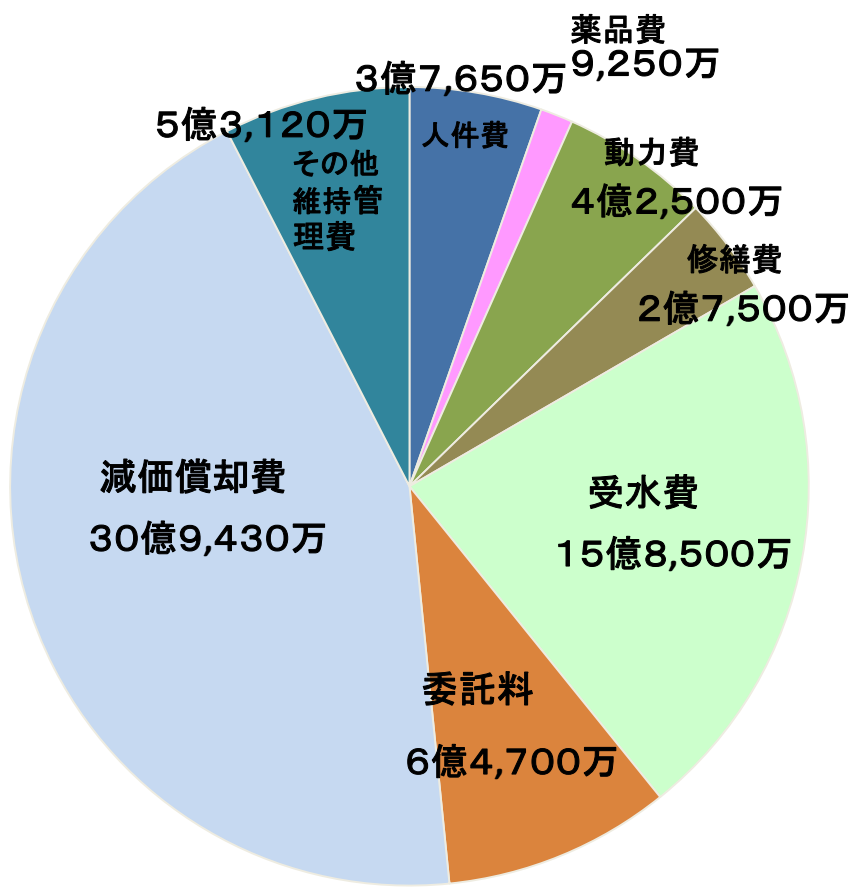
- 算定期間内(5年)における
- 総括原価 (H30~H34年)



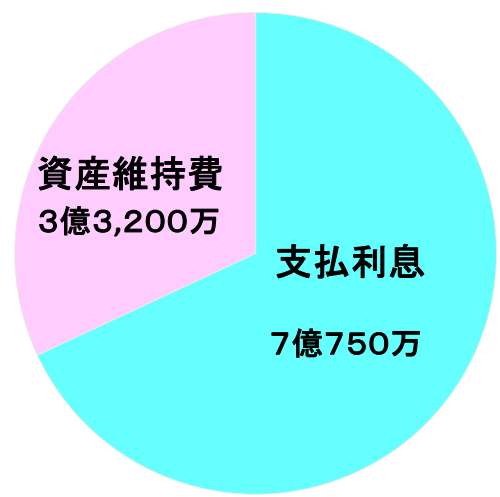
⑥ (上水道)総括原価費用 見込額 80億6,600万円
(H30~H34年度)

(消費税抜き)

営業費用 (70億2,650万)



資本費用 (10億3,950万)



+

⑦(上水道) 改定率の算出

(料金算定期間の不足額)

(算定期間内の現行料金収入)

(改定率)

$$33\text{億}7,090\text{万円} \div 46\text{億}9,510\text{万円} = 71.8\%$$



* 一般会計からの補助金・12億7,030万円(5年間)を試算値とした場合

(料金算定期間の不足額)

(算定期間内の現行料金収入)

(改定率)

$$21\text{億} 60\text{万円} \div 46\text{億}9,510\text{万円} = \underline{44.7\%}$$

段階的に、

① 平成30年度 24.7%、②平成34年度 (対前年度)20%
の改定とする。

⑧(下水道) 経費(使用料)回収率

* 経費(使用料)回収率(26年度)

下水道使用料収入で汚水処理にかかる経費が、どの位賄えているかを示す指標。100%に近い数値ほど、健全な運営と言える。

$$\text{(使用料収入)} \div \text{(汚水処理費)} \times 100$$

566,935千円

1,096,793千円

= 51.69%



赤字補てんの解消(回収率100%)には、
48.31% の改定が必要だが、

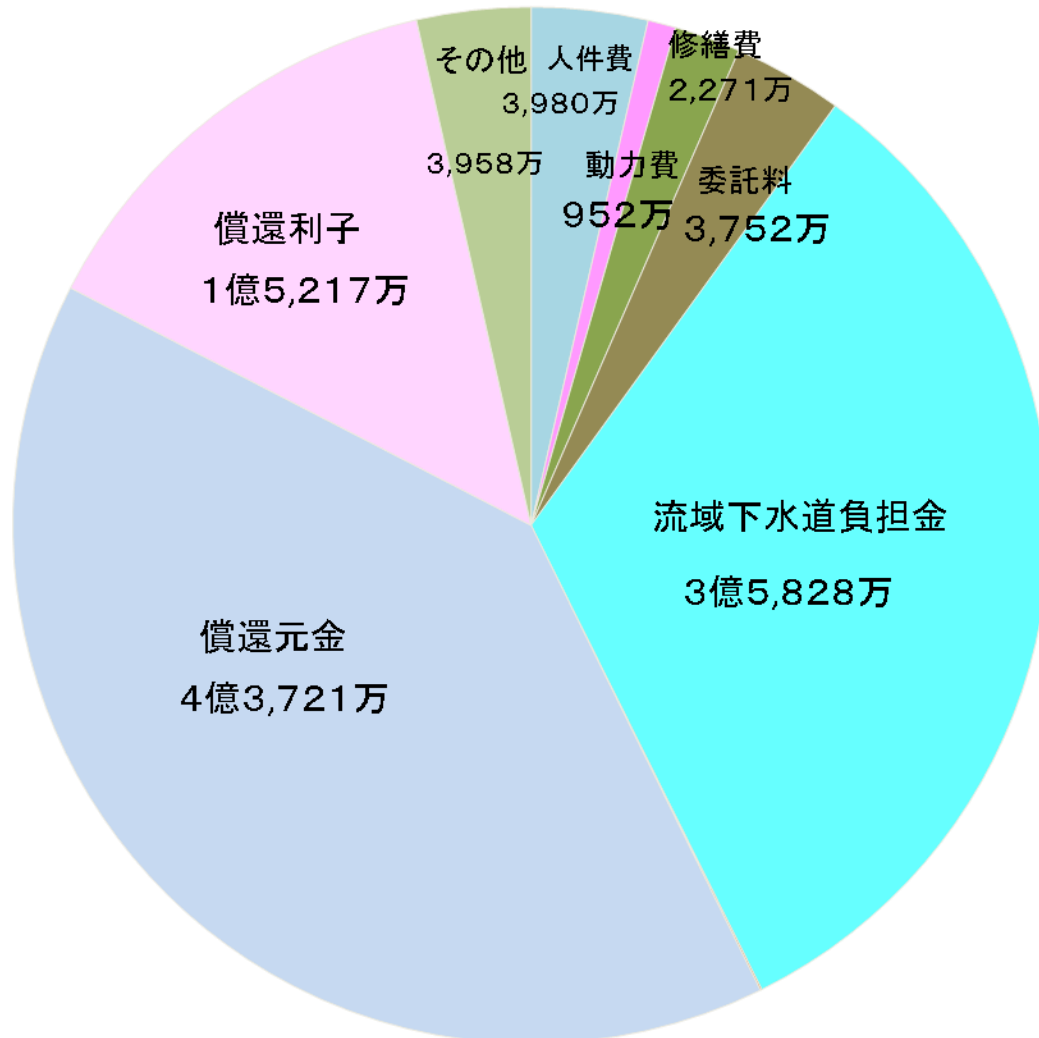
まずは、回収率70%を超えることを目標とし、段階的に

① 平成30年度 20%、② 平成34年度(対前年度)20%
の改定とする。

⑨

(下水道)汚水処理費 10億9,679万円
(H26年度)

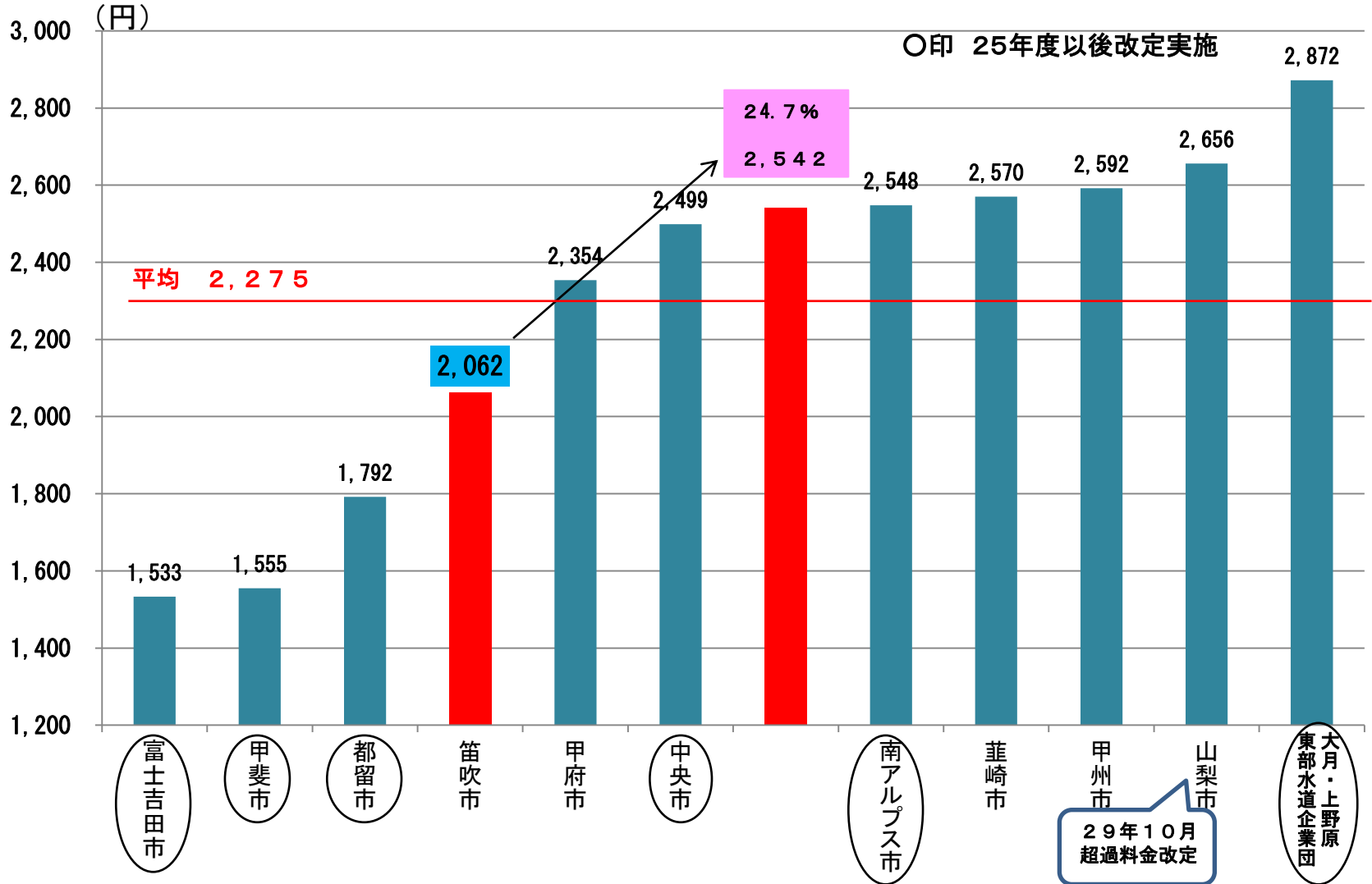
(消費税込)



- MEMO -

⑩県内12市の水道料金の比較

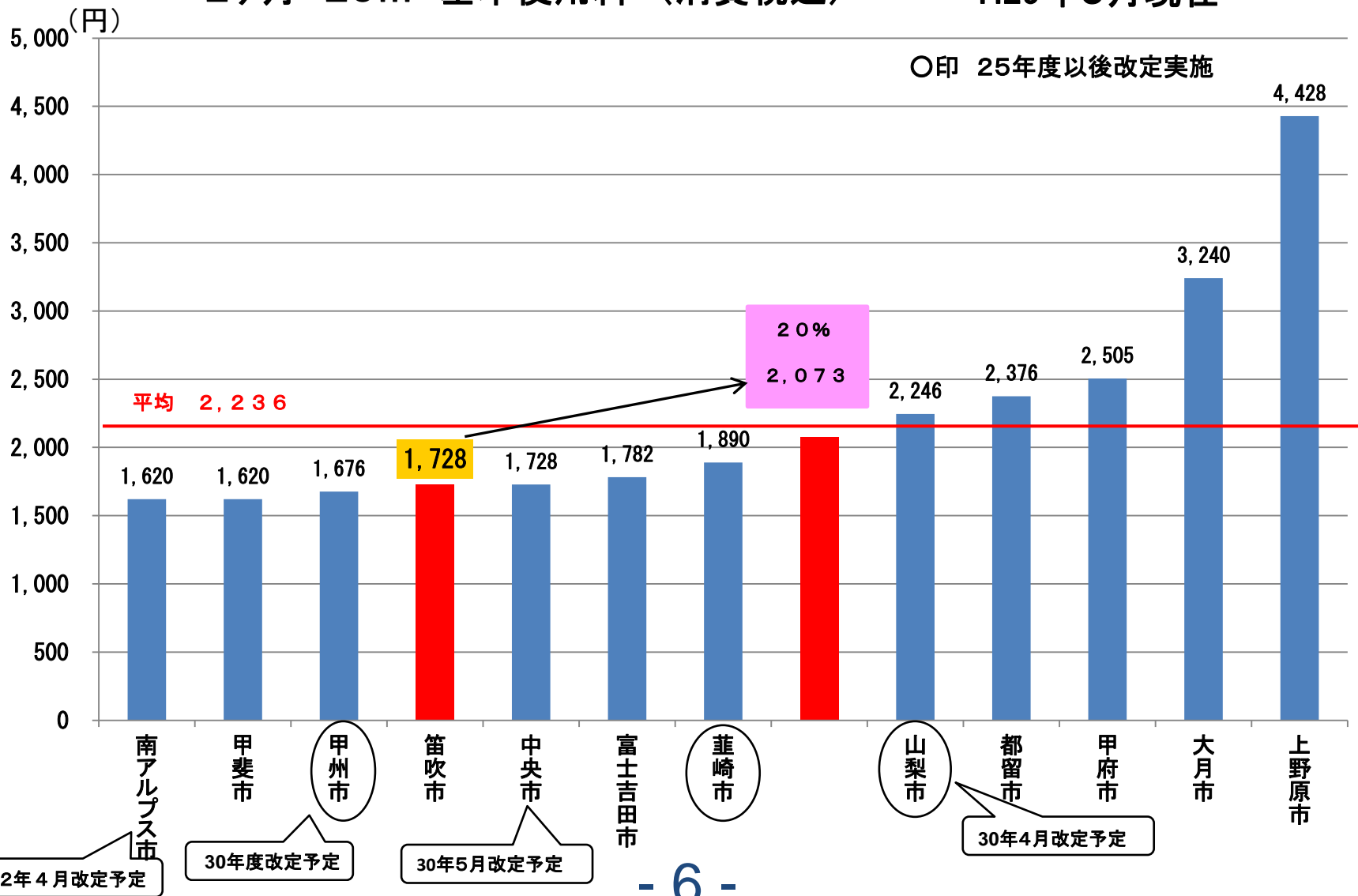
2ヶ月 20m³ 基本料金 口径13mm メーター使用料含む(消費税込) H29年5月現在



⑪ 県内12市の下水道使用料の比較

2ヶ月 20m³ 基本使用料 (消費税込)

H29年5月現在



⑫水道料金・下水道使用料・単価比較

(平成30年度～平成34年度)

消費税込(円) H34は10%として算出

上水道 (2ヵ月分) 口径13mm				
区分	使用水量(m ³)	現行(円)	24.7% ・ 20% (対前年度) (H30) (H34)	
基本料金	0～20 m ³	1,944	2,424	2,961
従量料金	21～50m ³ (1m ³ 単価)	118	148	180
	51～100m ³ (1m ³ 単価)	140	174	213
	101m ³ ～ (1m ³ 単価)	162	201	246
メーター使用料		118	118	121

下水道 (2ヵ月分)				
区分	使用水量(m ³)	現行(円)	20% ・ 20% (対前年度) (H30) (H34)	
基本使用料	0～20 m ³	1,728	2,073	2,534
従量使用料	21～50m ³ (1m ³ 単価)	108	129	158
	51～100m ³ (1m ³ 単価)	118	142	173
	101m ³ ～ (1m ³ 単価)	140	168	205

メーター使用料の改定は想定していません。

⑬(上下水道) 合算料金(一般的な具体例)

【標準的なモデル】

上下水道加入(口径13mm) 2ヶ月の使用水量が **50m³** の場合

(平成30年度)

消費税込(円)

(平成34年度)

消費税込(円) 10%として算出

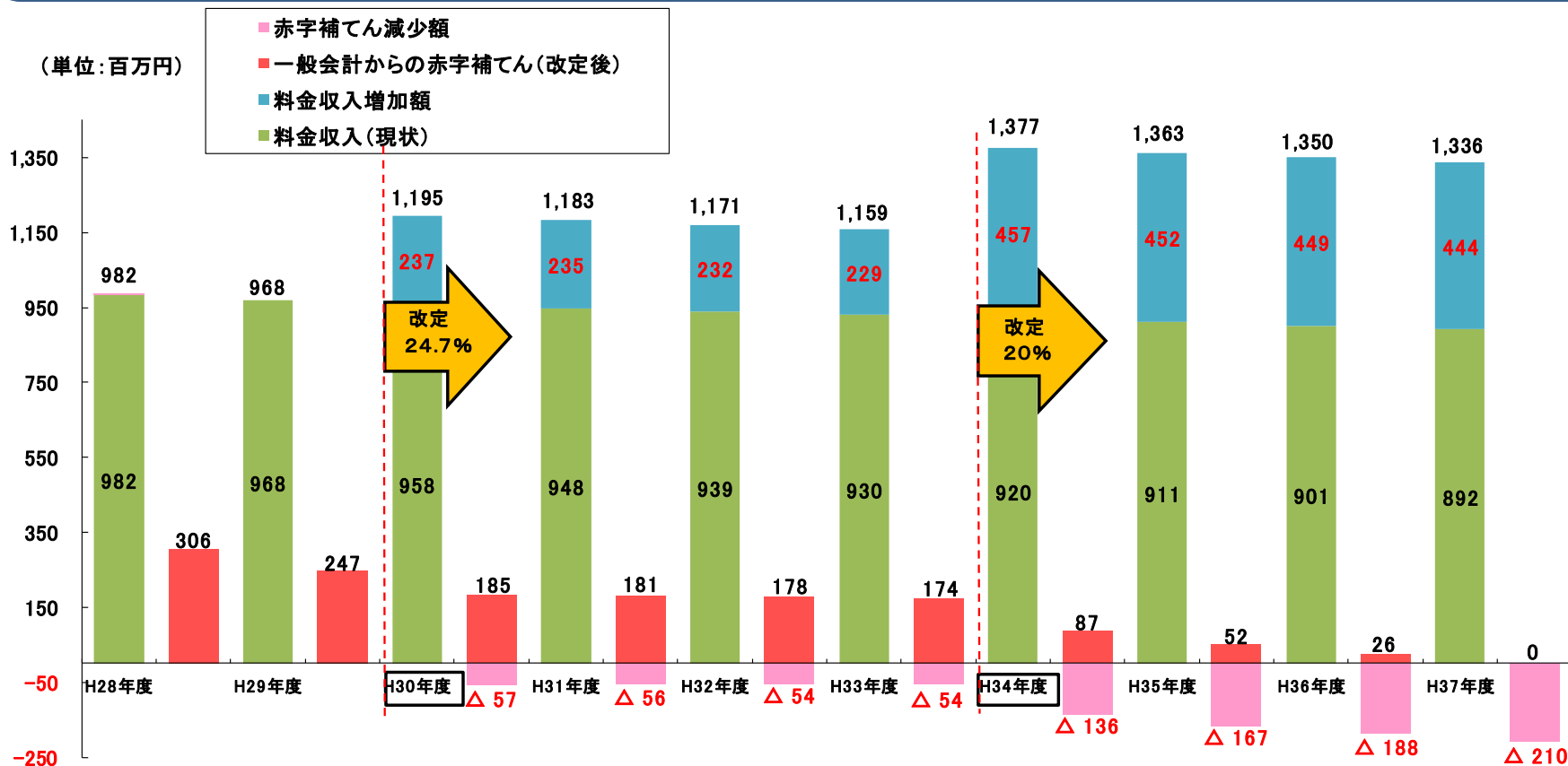
料金区分	上水道料金 (現行)	下水道 使用料 (現行)	上水道 料金 (改定 後)	下水道 使用料 (改定 後)	差額
基本料金 (20m ³)	1,944	1,728	2,424	2,073	825
超過料金 (30m ³)	3,564	3,240	4,439	3,888	1,523
メーター使 用料	118		118		
合計	5,626	4,968	6,981	5,961	2,348

料金区分	上水道 料金 (現行)	下水道 使用料 (現行)	上水道 料金 (改定 後)	下水道 使用料 (改定 後)	差額
基本料金 (20m ³)	1,944	1,728	2,961	2,534	1,823
超過料金 (30m ³)	3,564	3,240	5,412	4,752	3,360
メーター使 用料	118		121		3
合計	5,626	4,968	8,494	7,286	5,186

上下水道 合わせて、1月当たり 1,174円、1日当たり 約 39円
の増額となります。

⑭(水道事業会計)

一般会計からの赤字補てん分(8年間・9億2,200万円)を減少できます。

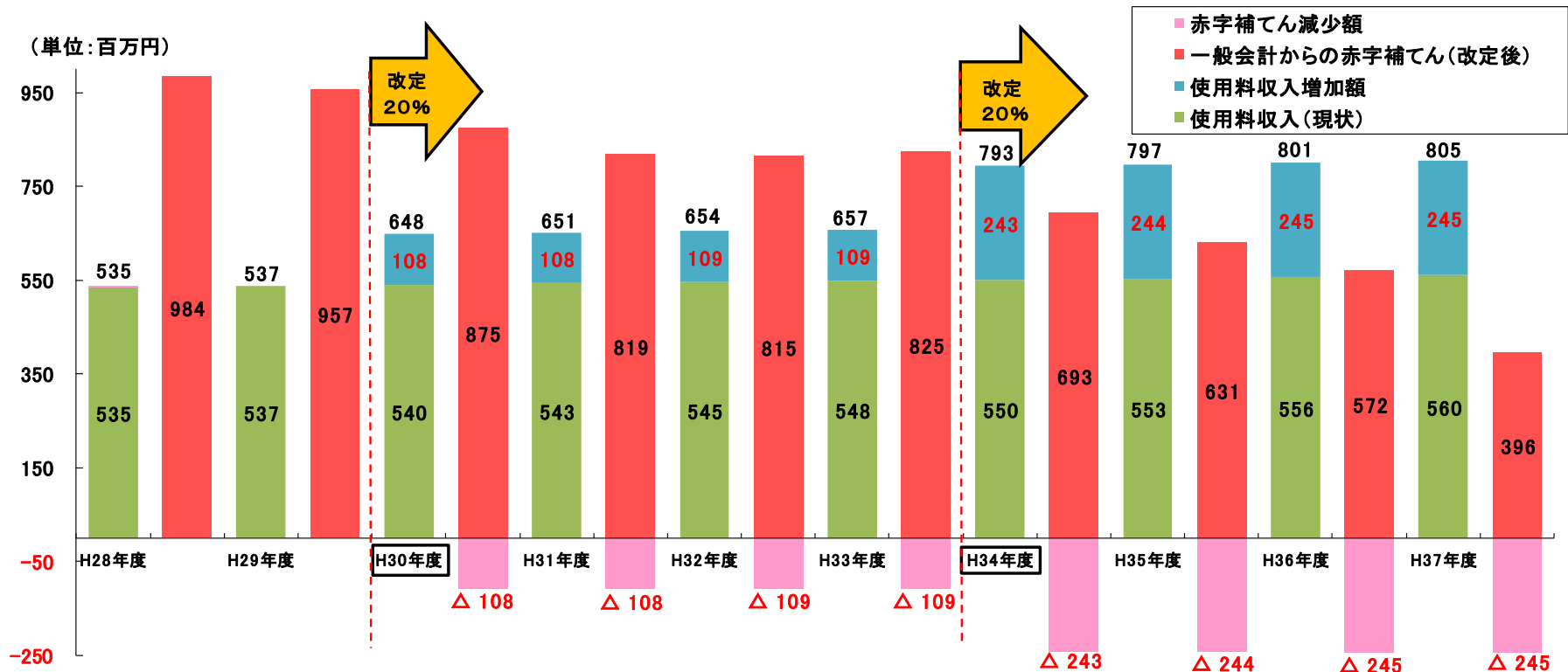


(単位: 百万円)

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	合計
料金収入(改定後)	982	968	1,195	1,183	1,171	1,159	1,377	1,363	1,350	1,336	12,084
料金収入(現状)	982	968	958	948	939	930	920	911	901	892	9,349
料金収入増加額			237	235	232	229	457	452	449	444	2,735
一般会計からの赤字補てん(改定後)	306	247	185	181	178	174	87	52	26	0	1,436
一般会計からの赤字補てん(現状)	306	247	242	237	232	228	223	219	214	210	2,358
赤字補てん減少額			△ 57	△ 56	△ 54	△ 54	△ 136	△ 167	△ 188	△ 210	△ 922

⑮(下水道事業会計)

一般会計からの赤字補てん分(8年間・14億1,100万円)を減少できます。



(単位:百万円)

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	合計
使用料収入(改定後)	535	537	648	651	654	657	793	797	801	805	6,878
使用料収入(現状)	535	537	540	543	545	548	550	553	556	560	5,467
使用料収入増加額			108	108	109	109	243	244	245	245	1,411
一般会計からの赤字補てん(改定後)	984	957	875	819	815	825	693	631	572	396	7,567
一般会計からの赤字補てん(現状)	984	957	983	927	924	934	936	875	817	641	8,978
赤字補てん減少額			△ 108	△ 108	△ 109	△ 109	△ 243	△ 244	△ 245	△ 245	△ 1,411

支所業務の変更内容について

参考資料

平成29年10月

総務部

支所業務の変更内容について

平成30年4月から、支所で取扱う業務は次のように変更になります。

(※ 下線部が変更か所となります。)

平成30年4月～支所業務の見直し内容

【住民窓口系業務】

○現状どおり ▲一部実施 ×本庁移管

No.	業務の名称	本庁の担当課	支所業務(平成28・29年度)	変更状況	支所業務(平成30年度から)
1	戸籍及び住民基本台帳	戸籍住民課	<u>戸籍・住基台帳に関する届出の受理・異動の入力</u> 、諸証明の発行、印鑑登録・登録証の交付	▲	諸証明の発行、印鑑登録・登録証の交付
2	埋火葬許可	戸籍住民課	<u>埋火葬許可申請受付、斎場使用許可書交付</u>	×	
3	市税等の収納	収税課 他	市税、国民健康保険税、介護保険料、水道・下水道・温泉使用料の収納(現年分のみ)、納付書の再発行(現年分のみ)	○	市税、国民健康保険税、介護保険料、水道・下水道・温泉使用料の収納(現年分のみ)、納付書の再発行(現年分のみ)
4	所得申告等	税務課	確定申告期間の所得税及び住民税の申告受付、通常期間の住民税申告書の受領、窓口相談対応	▲	確定申告期間中の所得税及び住民税の申告受付(<u>本庁のサポート</u>)※ <u>申告会場の統合・集約化を検討</u>
5	法人関連税関係	税務課	<u>法人住民税・固定資産税の各種申請・申告書の受付、法人住民税納付書の再発行</u>	×	
6	軽自動車税	税務課	<u>軽自動車登録・廃車・ナンバー交付</u>	×	
7	市税等の証明書発行	税務課等	所得証明、課税証明、 <u>評価証明、公課証明</u> 、納税証明、 <u>住宅用家屋証明書</u> 、名寄帳の交付	▲	所得証明、課税証明、納税証明、名寄帳の交付
8	国保、年金等	国民健康保険課	<u>国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の届出受理、異動処理、国保税納税相談、短期証の発行、出産育児一時金の申請受付</u> 、高額療養費支給申請の受理、被保険者証の再交付等	▲	高額療養費支給申請の受理、被保険者証の再交付等

平成30年4月～支所業務の見直し内容

【福祉・保健業務】

○現状どおり ▲一部実施 ×本庁移管

No.	業務の名称	本庁の担当課	支所業務(平成28・29年度)	変更状況	支所業務(平成30年度から)
9	民生児童委員、日本赤十字社	福祉総務課	民生児童委員地区協議会、日本赤十字社分団に関する事務	○	民生児童委員地区協議会、日本赤十字社分団に関する事務
10	遺族会	福祉総務課	遺族会事務	○	遺族会事務(地域の实情により会運営のサポート)
11	介護保険	長寿介護課	被保険者証申請の相談・受付、資格取得・喪失処理、保険料還付先口座届受理	▲	高齢者・障がい者等の手続き支援(申請書類の受領等)※
12	在宅高齢者の援護	長寿介護課 福祉総務課	在宅高齢者の援護	▲	高齢者・障がい者等の手続き支援(申請書類の受領等)※
13	障害者の支援	福祉総務課	身体・精神障害者手帳、障害福祉サービス受給者証の交付、医療費助成、自立支援医療、特別児童扶養手当、福祉タクシー券の交付等	▲	高齢者・障がい者等の手続き支援(申請書類の受領等)※
14	保育所	子育て支援課	保育料の収納(現年分のみ)	○	保育料の収納(現年分のみ)
15	子育て支援事業	子育て支援課	やまなし子育て応援カード、子どもすこやか医療費受給資格者証、ひとり親家庭医療費受給者証、児童手当・扶養手当の申請受付・交付	×	
16	生活保護	生活援護課	生活保護費の支給、医療券・介護券の受付	○	生活保護費の支給、医療券・介護券の受付
17	保健事業	健康づくり課	健康手帳の交付、成人保健検診希望調査書、問診票の回収、保健センターの管理等	▲	健康手帳の交付、問診票の回収等

※高齢者・障がい者等の手続き支援とは・・・

福祉サービス等の手続きについては、多くの業務が本庁に移管されますが、高齢者、障がい者など移動手段がないために本庁に行けない人については、可能な範囲で支所でも手続き(相談対応や申請書類の受取など)ができるよう支援します。専門性が高い業務は、支所での取扱いができないものもありますが、そのような場合でも、本庁と連絡・情報共有を図りながら、相談内容や申請手続きの取次ぎを行います。

平成30年4月～支所業務の見直し内容

【日常生活支援業務】

○現状どおり ▲一部実施 ×本庁移管

No.	業務の名称	本庁の担当課	平成28・29年度	変更状況	平成30年度から
18	交通安全施設、防犯灯	市民活動支援課	カーブミラー、防犯灯の設置等の要望の受付・現地確認、本庁への報告	○	カーブミラー、防犯灯の設置等の要望の受付・現地確認、本庁への報告
19	花と緑のまちづくり	市民活動支援課	花と緑のまちづくりの促進、緑化育成団体の支援	○	花と緑のまちづくりの促進、緑化育成団体の支援
20	消費生活研究会	市民活動支援課	消費生活研究会の支援	○	消費生活研究会の支援
21	交通安全	市民活動支援課	交通安全共済の加入受付、共済掛金収納・受領等	○	交通安全共済の加入受付、共済掛金収納・受領等、 地区安全協会運営支援(地域の实情により支援)
22	ごみ収集	環境推進課	各町地域のごみ収集、各町地域の環境指導委員の事務	○	各町地域のごみ収集、各町地域の環境指導委員の事務
23	公害	環境推進課	各町地域の騒音、振動、悪臭、野焼き等の初期対応	○	各町地域の騒音、振動、悪臭、野焼き等の初期対応
24	犬・猫の保護、拘留	環境推進課	各町地域の野犬の保護、拘留	○	各町地域の野犬の保護、拘留
25	犬の登録及び注射	環境推進課	犬の登録及び抹消業務・予防注射済票交付業務	○	犬の登録及び抹消業務・予防注射済票交付業務
26	水道の使用開始	水道課	使用開始・休止の受付(芦川のみ開栓業務)	○	水道の使用開始・休止
27	水道施設の管理	水道課	漏水等の初期対応	○	漏水等の初期対応
28	社会教育施設の管理	生涯学習課	社会教育施設の貸出、光熱水費の支払い、軽微な補修	○	社会教育施設の貸出、光熱水費の支払い、軽微な補修
29	体育施設の管理	生涯学習課	社会体育施設・学校体育施設の貸出、光熱水費支払い、軽微な補修、用具の貸出	○	社会体育施設・学校体育施設の貸出、光熱水費支払い、軽微な補修、用具の貸出
30	体育協会、スポーツ少年団	生涯学習課	各町体育協会の事業への協力、地区スポーツ少年団の受付、各種大会援助	○	各町体育協会の事業への協力、地区スポーツ少年団の受付、各種大会援助(地域の实情により支援)
31	スポーツ推進	生涯学習課	各町スポーツ推進委員による地域行事への協力	○	各町スポーツ推進委員による地域行事への協力
32	青少年育成推進協議会	生涯学習課	町子供クラブ球技大会への協力	○	町子供クラブ球技大会への協力

平成30年4月～支所業務の見直し内容

【地域のまちづくり支援業務】

○現状どおり ▲一部実施 ×本庁移管

No.	業務の名称	本庁の担当課	平成28・29年度	変更状況	平成30年度から
33	区長会	総務課	各町地域区長会の運営、配付物のとりまとめ	○	各町地域区長会の運営、配付物のとりまとめ
34	選挙	総務課	各町地域の当日及び期日前投票所の会場運営、投票事務	○	各町地域の当日及び期日前投票所の会場運営、投票事務
35	消防防災	防災危機管理課	各町地域の消防団分団、自主防災組織、その他消防防災に関する事務	○	各町地域の消防団分団、自主防災組織、その他消防防災に関する事務
36	地域審議会	経営企画課	各町地域審議会の運営	○	各町地域審議会の運営
37	地域の要望	経営企画課	各町地域の要望等の受付、現地確認及び軽微な案件への対応(市議会への請願・陳情を除く)	○	各町地域の要望等の受付、現地確認及び軽微な案件への対応(市議会への請願・陳情を除く)
38	有害鳥獣対策	農林振興課	有害鳥獣に関する情報への初期対応、猟友会依頼	○	有害鳥獣に関する情報への初期対応、猟友会依頼
39	林務関係団体	農林振興課	緑化推進協議会(緑の募金関係事務)	○	緑化推進協議会(緑の募金関係事務)
40	春祭り	観光商工課	各町地域の桃の花祭り、藤壘の滝水芭蕉鑑賞会	○	各町地域の桃の花祭り、藤壘の滝水芭蕉鑑賞会
41	夏祭り	観光商工課	各町地域の夏祭り実行委員会事務	○	各町地域の夏祭り実行委員会事務
42	観光協会	観光商工課	各町観光協会及び関連組織の支援(※地域の実情により支援)	○	各町観光協会及び関連組織の支援(※地域の実情により支援)
43	農業土木	農林土木課	地区要望の現地立会い等	○	地区要望の現地立会い等
44	市営住宅	管理総務課	住宅使用料の納付(現年分のみ)	○	住宅使用料の納付(現年分のみ)
45	河川清掃	土木課	各町地域の河川清掃への協力	○	各町地域の河川清掃への協力
46	道路及び河川の使用	土木課	道路・河川の占用、使用協議	○	道路・河川の占用、使用協議
47	道路、水路の工事	土木課	初期対応、現地確認等	○	初期対応、現地確認等
48	道路・橋梁・河川・水路の維持管理	土木課	初期対応、現地確認等	○	初期対応、現地確認等

※この資料は、支所取扱い業務を簡潔に示したもので、本庁取扱い業務に関する相談対応や本庁への取次、一部地域に限定した業務等については、省略しています。